

## 再生砂の廃棄物該当性判断基準

### 1 目的

建設工事等から生じる土砂混合廃棄物を湿式選別処理を含む方法により処理することで得られた土砂分（以下「再生砂」という。）について、その廃棄物該当性を判断するための基準を策定し、建設資材としての再利用を促進することにより、産業廃棄物の再生利用の促進及び埋立処分量の削減に資することを目的とする。

### 2 判断基準

具体の事例において、以下の判断基準を基に総合的に勘案し、再生砂が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断するものとする。

#### (1) 物の性状

再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないこと。

##### ア 有害物質について

- (ア) 土壤汚染対策法に規定する特定有害物質について、適切な頻度で検査を行い、基準内であること。
- (イ) その他の有害物質（アスベスト等）についても、必要に応じて検査を行い、使用するうえで安全と認められること。

##### イ 異物について

湿式選別処理を含む方法により土砂分と異物（廃プラスチック類や木くず等）を適切に選別処理すること。

なお、当該処理が適切に行われていることの見安として、再生砂の熱しゃく減量が5%以下であることとするが、異物が5%まで含まれていてもよいということではない。

#### (2) 処理及び搬出の状況

処理及び搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

- ア 再生砂を生産するための処理工程として適切であると認められた湿式選別処理施設において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に基づき、適正に処理することとし、土砂混合廃棄物以外の廃棄物については処理しないこと。
- イ 湿式選別処理施設に土砂分等を投入することにより、異物の混入を低下させるような処理は行わないこと。

- ウ 土砂混合廃棄物の処理量、再生砂の生産量及び処理の際に生じた廃棄物の処理先や処理量等を記録し、把握すること。
- エ 再生砂が利用用途に応じた一定の品質を保持できるよう、土質試験等により性状を定期的に確認すること。また、試験結果については、取引先の求めに応じて開示すること。

### (3) 取引価値の有無等

当事者間で有償譲渡されている実績があり、当該取引に客観的合理性が認められること。また、有償譲渡せず、処理業者が自ら利用する場合にあっては、その利用方法に客観的合理性が認められ、かつ、計画的な管理体制の下で利用されるものであること。

- ア 有償譲渡が売買契約書等により明確になっていること。ただし、契約書上は有償譲渡の形態となっているものであっても、他の名目で事実上処分費を支払っているとみなされる場合は、有償譲渡とは扱わない。
- イ 製品について、広く市場が形成されている、又は、安定的に取引される受入先があること。
- ウ 有償譲渡の際には、再生品である旨を書面等で明確にすること。
- エ 販売先、販売量及び主な利用用途について記録し、把握すること。

## 3 適用日

本基準は、令和2年1月15日から適用する。